



平成 26 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荻 津 仁 彦
(J A S D A Q ・ コード 1997)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 藤 沼 一 男
電 話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 24 日開催の取締役会において、平成 26 年 11 月 21 日開催予定の第 61 期定時株主総会において必要な承認が得られることを条件に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更

1. 目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現行の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

2. 単元株式数変更の内容

平成 27 年 3 月 1 日（日）をもって当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3. 単元株式数変更の条件

平成 26 年 11 月 21 日開催予定の第 61 期定時株主総会において、後記「II. 株式併合」に関する議案及び「III. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 27 年 3 月 1 日ではありますが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 27 年 2 月 25 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

II. 株式併合

1. 目的

前記「I. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を現行の 1,000 株から 100 株に変更することに併せて、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式の併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の方法・比率

平成 27 年 3 月 1 日（日）をもって、平成 27 年 2 月 28 日（土）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 26 年 8 月 31 日現在）	11,000,000 株
株式併合により減少する株式数	9,900,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,100,000 株

※「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

(4) 株式併合による影響等

株式併合により発行済株式総数は 10 分の 1 に減少しますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍になり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 株式併合により減少する株主数

平成 26 年 8 月 31 日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,209 名（100.0%）	11,000,000 株（100.0%）
10 株未満所有株主	239 名（19.8%）	293 株（0.0%）
10 株以上所有株主	970 名（80.2%）	10,999,707 株（100.0%）

※上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式のみを所有されている株主様 239 名（所有株式数合計 293 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」（但し、後記「Ⅲ. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。）又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株式名簿管理人までお問い合わせください。

5. 株式併合の条件

平成 26 年 11 月 21 日開催予定の第 61 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び後記「Ⅲ. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅲ. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、再生可能エネルギーの普及促進と環境負荷低減の取組みの一環として、太陽光発電事業及び売電事業へ参入するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 上記「Ⅱ. 株式併合 1. 目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、併合比率に応じて発行可能株式数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を 44,000,000 株から 4,400,000 株に減少させるとともに、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更し、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするものであります。

(3) 1 単元 (100 株) に満たない株式 (単元未満株式) を有する株主様の、株式売買の利便性を高めることを目的として単元未満株式買増制度を導入するため、現行定款第 9 条 (単元未満株式についての権利) に単元未満株式についての権利の規定及び第 10 条に単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります。

また、この条項の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

(4) 上記 (2) の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 27 年 3 月 1 日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。

なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (10) 条文記載省略 新 設</p> <p>(11) 前各号に関連する一切の事業</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>44,000,000</u> 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) 条文記載省略 新 設</p> <p>新 設</p> <p>第 10 条~第 43 条 条文記載省略</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (10) 現行のとおり</p> <p><u>(11) 太陽光発電事業及び売電事業</u></p> <p><u>(12) 前各号に関連する一切の事業</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,400,000</u> 株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ~ (3) 現行のとおり</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求 (以下「買増請求」という) することができる。</p> <p><u>ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p><u>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条~第 44 条 現行のとおり</p>

現行定款	変更案
新 設	<u>附則</u> <u>第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成27年3月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日をもって、削除するものとする。</u>

3. 定款変更の条件

平成26年11月21日開催予定の第61期定時株主総会において、本定款変更に関する議案及び前記「Ⅱ. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

IV. 平成27年8月期 配当予想の修正

1. 配当予想修正の理由

本株式併合の効力が発生することを条件に、平成26年10月15日付で発表いたしました「平成26年8月期決算短信」記載の平成27年8月期の普通株式の1株当たりの配当金の予想を以下のとおり修正いたします。

なお、今回の配当予想の修正は、株式併合に伴い1株当たりの配当金の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

2. 修正の内容

	年間配当金(円)		
	第2四半期末	期 末	合 計
前回予想 (平成26年10月15日発表)	0円00銭	4円00銭	4円00銭
今回修正予想	0円00銭	40円00銭	40円00銭
当期実績			
前期実績 (平成26年8月期)	0円00銭	4円00銭	4円00銭

V. 日程

1. 取締役会決議日 平成26年10月24日
2. 定時株主総会決議日 平成26年11月21日（予定）
3. 単元株式数変更の効力発生日 平成27年3月1日（予定）
4. 株式併合の効力発生日 平成27年3月1日（予定）
5. 定款変更の効力発生日
 - ・第2条（事業目的の追加）、第9条（単元未満株式についての権利の追加）
及び第10条（単元未満株式の買増請求） 平成26年11月21日（予定）
 - ・第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）
平成27年3月1日（予定）

以 上

添付資料

（ご参考）株式併合と単元株式数変更に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数変更及び株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更と株式併合とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

また、株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。

当社においては、1,000株から100株への単元株式数の変更と、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q2. 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当社は東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q3 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成27年2月28日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,515株	1個	151株	1個	0.5株
例3	755株	なし	75株	なし	0.5株
例4	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例2、例3及び例4のような場合）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記（※）の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により普通株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当りの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 3をご参照ください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取れる配当金額も減少しませんか。

A. ご所有株式数は10分の1になりますが、1株当たりの配当金は10倍となりますので、今後の業績や経営環境の変動などほかの要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りなられる配当金の総額が変わるということはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

平成27年11月末頃お支払する予定の平成27年8月期の期末配当金から、併合後の減少した株数当たりのお支払いとなります。当社では40円を予定しておりますが、これは、平成26年8月期の期末配当予定の金額4円のおよそ10倍となります。

Q 6 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 下記のとおり予定しております。

定時株主総会決議日	平成26年11月21日
1,000株単位での売買最終日	平成27年2月24日
100株単位での売買開始日	平成27年2月25日
単元株式数変更の効力発生日	平成27年3月1日
株式併合の効力発生日	平成27年3月1日

Q 7 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A. 特に必要なお手続きはありません。

なお、上記Q 3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

※株主名簿管理人

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-8620 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-707-843 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)